

# 議第170号

## 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「、監査委員または海区漁業調整委員会の委員」を「または監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の右に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

#### 付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害を賠償する責任については、改正後の第3条の規定にかかわらず、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例による。